

快適な冬道確保に

みなさまのご協力を

12月になり、いよいよ冬將軍の到来です。

村では、より効果的で、細やかな体制のもと除雪作業を進めるため、民間委託による除雪を行っており、本年度においても同様の体制で行います。冬道の安全な交通のため、期間中のみなさまのご協力をお願いします。

【除雪作業協力のお願について】

村道の除雪は午前8時までに全線確保する体制ですが、公共施設・通学バス路線など幹線道路を優先して行います。

除雪作業をスムーズに行うため、次のことにご協力をお願いします。

● 自宅前の雪を路上に出さない。

● 車を路上に放置しない。車が動かなくなった時は、赤い布など目立つものをつけてください。目印のない車に、除雪車が誤って損害を与えても責任を負うことはできません。

● 除雪路線は駐車できません。

【歩道の除雪について】

村では、歩行者の安全を確保するため、交通量の多い歩道の除雪を実施しています。

自宅前の雪を歩道に出したり、車を放置しないでください。

また、ゴミなどを絶対出さないようご協力をお願いします。

【堆雪場（雪捨場）の確保について】

● 石狩川堤外敷地北2号地先（たつぷ大橋上流約100m先、下図参照）に雪捨場を確保しました。利用に際しては、役場産業建設課管理係にご連絡の上、ご利用ください。

● 堆雪場（雪捨場）には、ゴミ・油類などを絶対に捨てないようお願いします。



除雪についてのお問合せは

- 役場産業建設課 管理係 ☎57-2111(内線441)
または
○委託業者 新しのつ建設業協同組合
☎57-2310 (業務責任者: 田中☎090-3893-8090)



○道道の除雪に関するお願い

- 1 新雪除雪は、原則、降雪量が10cmを超えた場合に出動します。
- 2 拡幅除雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪くなるなど、安全な走行ができない状況となった場合に実施します。
- 3 運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間や、堆雪する余裕が無い区間について、最低年1回実施します。また、交差点部などの部分的な運搬排雪（カット排雪）は、時期や積雪状況を考慮しながら実施します。
- 4 路面整正は、天候や道路状況を踏まえながら、路面上にできたわだちやアイスバーンなどにより、車両の安全な走行に支障が生じないよう実施します。
- 5 凍結防止剤などの散布は、スリップしやすい路面状況に対応するため、気象や路面の状況を踏まえ、交差点や急勾配部などの区間について実施します。
- 6 道路除雪作業を効率的・効果的に行うために、次の事項についてのご協力をお願いします。
 - ① 道路外の雪を車道及び歩道に投雪しないでください。
 - ② 除雪車には、危険ですので近づかないください。
 - ③ 路上駐車や物件の放置は、やめてください。
 - ④ 除雪作業の後に、家の出入口に雪が残る場合があります。この雪の除雪協力をお願いします。

○札幌建設管理部別出張所 施設保全室

☎0133-23-2220